

令和3年度 南部町農業関係補助事業実施希望者 調査票

氏名 南部 太郎

電話番号 0178 - 38 - 5964

住所 大字 沖田面字沖中46

生年月日 S・H 24年1月10日 72歳

令和 4年 2月 10日提出

私は、誓約・同意事項について了承したので、事業実施のお申込みをいたします。

No	P	項目	内容 ※詳しく記入してください。
1		令和2年度からの要望繰越し	<input type="radio"/> 無・ <input type="radio"/> 有 事業内容 ()
2	重要	令和3年分の農業申告	<input type="radio"/> 無・ <input checked="" type="radio"/> 有 未申告者は申請不可(新規就農除く)
3	-	消費税の該当	<input type="radio"/> 無・ <input checked="" type="radio"/> 有 有の場合 ・本則課税 ・ <input checked="" type="radio"/> 簡易課税
4		青色申告の有無	<input type="radio"/> 無・ <input checked="" type="radio"/> 有 有の場合 <input checked="" type="radio"/> 税理士 ・農協 ・税務署
5		認定農業者	<input type="radio"/> 無・ <input checked="" type="radio"/> 有 更新の手続きをしているかご確認ください。
6		人・農地プランによる中心経営体	<input type="radio"/> 無・ <input type="radio"/> 有 -
7		南部農夢の会員	<input type="radio"/> 無・ <input type="radio"/> 有 -
8		新規就農者(5年以内の認定)	<input type="radio"/> 無・ <input type="radio"/> 有 就農した年 ・平成 ・令和 年
9	-	農業後継者の有無 ※本人70歳以上の場合	<input type="radio"/> 無・ <input checked="" type="radio"/> 有 氏名 南部 次郎 続柄 子 年齢 54
10		収入保険制度への加入状況	<input type="radio"/> 無・ <input checked="" type="radio"/> 有 -
11		町内農業振興団体への加入	<input type="radio"/> 無・ <input checked="" type="radio"/> 有 ・南部町サクランボ組合 組合長 ※役職がある場合は役職名も記入のこと
12		農地中間管理機構の活用	<input checked="" type="radio"/> 無・ <input type="radio"/> 有 -
13		補助事業の活用実績(令和元年～) ※補助金額が1件30万円以上のもの	<input type="radio"/> 無・ <input checked="" type="radio"/> 有 ・さくらんぼ雨除けハウス R 元 年 R 年
14		過去に受講した農業講座及び研修の名称 ※国、県主催で1か月以上の長期研修	<input type="radio"/> 無・ <input checked="" type="radio"/> 有 ・りんご病害虫マスター S <input checked="" type="radio"/> H R 20 年頃 S H R 年頃
15		人・農地プラン座談会への参加	<input checked="" type="radio"/> 無・ <input type="radio"/> 有 令和3年1～2月開催分
16	重要	町税の滞納の有無	<input checked="" type="radio"/> 無・ <input type="radio"/> 有 滞納がある場合は申請不可

【誓約・同意事項】

- 申請書に記載した申請内容は、事実と相違ありません。
- 申請書の審査をするにあたり、南部町が住民基本台帳、戸籍簿、農地基本台帳、農用地利用集積計画及び直近の確定申告、住民税申告書等の確認を行うことに同意します。
- 審査に必要な関係書類を追加で求められた場合は、速やかに提出します。

提出期日	令和4年2月28日	期日厳守のため、これ以降は受け付けませんので、見積書などの添付書類を忘れ無いうご注意ください。
------	-----------	---

注1: 項目5～8に該当しない方は、別途営農計画書を提出していただきます。また、事業実施翌年度より5年間実績報告書を提出していただきます。

注2: 補助事業で導入する機械、設備等は町農業の活性化及び農業所得の向上に寄与するために資されるものであり、自家消費等のための栽培に供することはできません。